

四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第72号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者の自転車用ヘルメットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、高齢者の自転車用ヘルメットの着用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者 満65歳以上の者をいう。

(2) 自転車用ヘルメット 自転車に乗車する際に着用する乗車用ヘルメットで、次のいずれかに該当するものをいう。

ア SGマーク（一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの

イ JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの

ウ CEマーク（欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを証するもの（EN 1078の記載があるものに限る。）をいう。）が付されているもの

エ GSマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの

オ CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを証するものをいう。）が付されているもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する高齢者であること。

(2) 市税等の滞納（猶予を除く。）がない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の販売店において自転車用ヘルメット（中古のものを除く。）を購入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と3,000円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請

書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 領収書の原本その他の補助対象経費の支出を証する書類
 - (3) 購入した自転車用ヘルメットの安全基準が確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは必要な条件を付して補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適当と決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

（取消し及び返還）

第10条 市長は、第8条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者が虚偽その他不正の手段によって補助金の交付を受けたものと認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業について適用する。

附 則（令和7年3月12日告示第32号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに申請した四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに提出されたこの告示による改正前の様式第1号に規定する申請書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申請書とみなす。

補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名
電話番号

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 自転車用ヘルメットの購入額 金 円

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 領収書の原本その他の補助対象経費の支出を証する書類
- (3) 購入した自転車用ヘルメットの安全基準が確認できる書類
- (4) 市長が必要と認める書類

4 同意事項

四国中央市長 様

補助金の交付に係る条件を審査するため、市が公簿等で確認を行うことに同意します。

氏名

様式第2号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

様式第3号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、四国中央市高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名			
支店名			
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。